

## 社会福祉法人山口育児院 評議員の報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人山口育児院定款第9条の規定に基づき、評議員の報酬・費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 評議員が評議員会に出席したときは、税額控除後3,000円を報酬として支給する。

(費用弁償)

第3条 評議員が職務に費用を要したときは、その費用弁償を社会福祉法人山口育児院旅費規程に準じて支給する。

2 前項の費用弁償については、旅費実費、日当、及び必要とした実費とする。

3 ただし前条の報酬と合わせて各年度の総額が20万円を超えない範囲で支給する。

附 則

この規程は、平成22年5月18日から施行する。

附 則

平成29年5月29日一部改正

## 社会福祉法人山口育児院 役員報酬及び費用弁償規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人山口育児院定款第23条の規定に基づき、役員報酬・費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。ただし、法人の職員である役員には適用しない。

(報酬の支給)

第2条 役員が理事会に出席したときは、税額控除後3,000円、法人監査を行ったときは税額控除後5,000円を報酬として支給する。

(費用弁償)

第3条 役員が職務に費用を要したときは、その費用弁償を社会福祉法人山口育児院旅費規程に準じて支給する。

2 前項の費用弁償については、旅費実費、日当、及び必要とした実費とする。

附 則

この規程は、平成18年4月13日から施行する。

附 則

平成22年5月18日一部改正

附 則

平成29年5月29日一部改正